
徳山ダムの木曽川水系連絡導水路 住民訴訟訴状と事業撤退問題

「導水路はいらない！愛知の会」

住民訴訟スタート集会

2009.6.20 桜華会館

在 間 正 史

目次

- 住民訴訟の訴状の解説
 - ・木曾川水系連絡導水路事業とは
 - ・請求の内容と相手方
 - ・支出の違法理由、特に新規利水の必要性
- 事業からの撤退の解説
 - ・水資源開発施設からの撤退とは
 - ・撤退の手続、他者の同意は必要か
 - ・撤退後の手続と費用負担
 - ・まとめ

木曽川水系連絡導水路 事業目的と施設概要

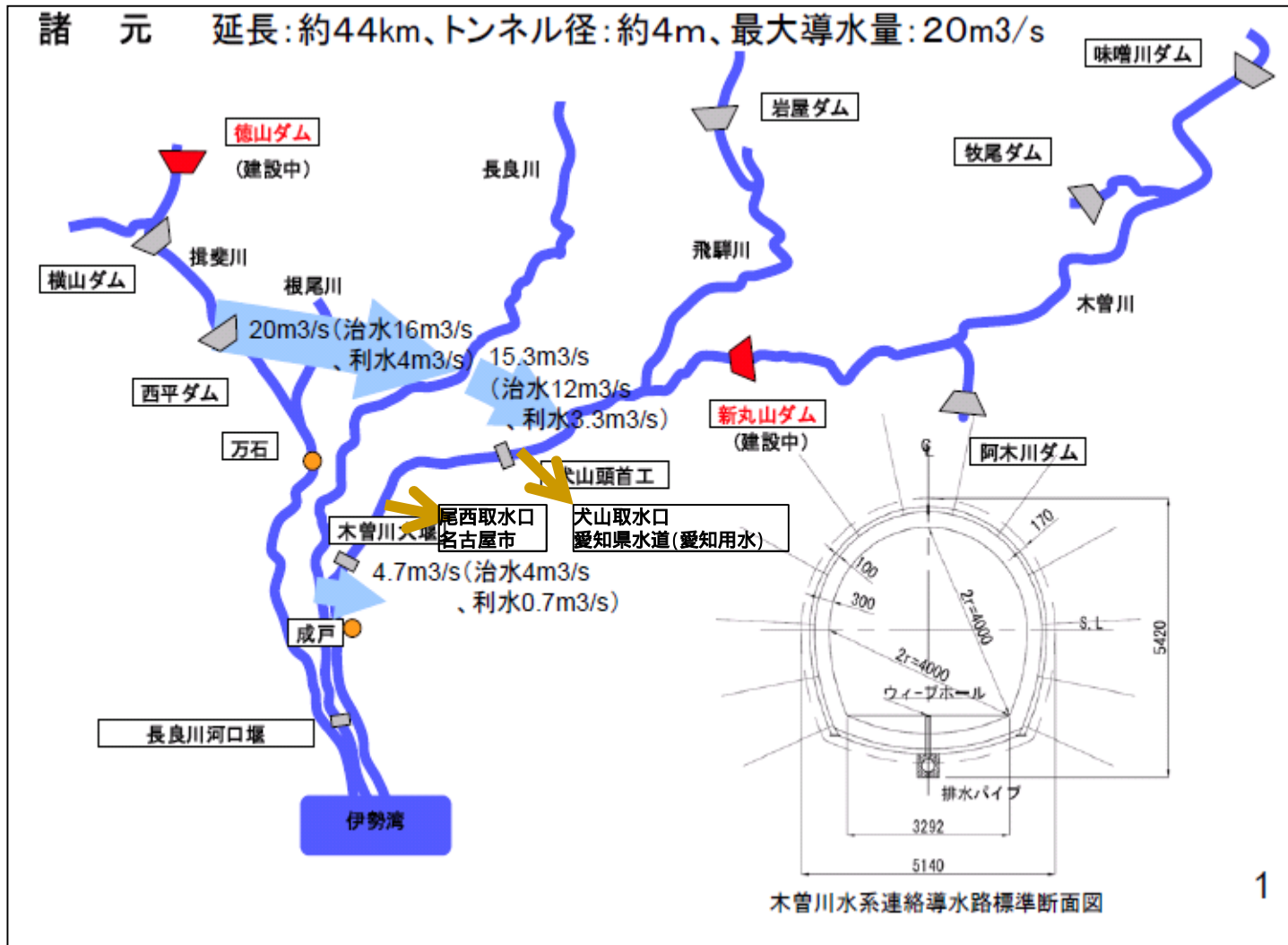
事業目的

- 流水正常機能維持(異常渇水時の緊急水の補給)
木曽川水系の異常渇水時において、徳山ダムの異常渇水時の緊急水補給容量(5300万 m^3)中の4000万 m^3 を一部は長良川を經由して木曽川に導水し、成戸地点において河川環境の改善(注・ヤマトシジミの生息を図る)のための流量を確保
- 新規利水の供給
徳山ダムの愛知県水道用水最大2.3 m^3/s 、名古屋市水道用水最大1 m^3/s 及び名古屋市工業用水最大0.7 m^3/s を導水し、木曽川において取水を可能にする

施設概要

- 上流施設
揖斐川から最大20 m^3/s を取水し、長良川及び木曽川に導水する。長良川への導水は、流水正常機能維持水最大4 m^3/s 及び名古屋市工業用水最大0.7 m^3/s 、木曽川への導水は、流水正常機能最大12 m^3/s 、愛知県水道用水最大2.3 m^3/s 及び名古屋市水道用水最大1 m^3/s
- 下流施設
上流施設から長良川に導水された流水正常機能維持水最大4 m^3/s 及び名古屋市工業用水最大0.7 m^3/s を、長良川から取水し、木曽川に導水

木曾川水系連絡導水路事業 概要



国土交通省中部地方整備局『第7回徳山ダムに係る導水路検討会幹事会資料』に加筆

木曽川水系連絡導水路事業 事業費 各県市の費用負担額と支払方法

事業費 890.0 億円

| 目的 | | 国 | 愛知県 | 岐阜県 | 三重県 | 名古屋市 |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| 流水正常機能維持 (異常湧水時の補給) | 65.5% | 70.0% | 30.0% | | | |
| | | | 75.5% | 17.0% | 7.5% | |
| (金額・億円) | 583.0 | 408.1 | 132.1 | 29.7 | 13.1 | |
| 新規利水 | | | 20.9% | | | 13.6% |
| (金額・億円) | 307.0 | | 186.0 | | | 121.0 |
| 合計 (金額・億円) | 890.0 | 408.1 | 318.1 | 29.7 | 13.1 | 121.0 |

支払方法

- 流水正常機能維持は、毎年度、水機構に支払い(国土交通大臣指定方法)
- 新規利水は、毎年度、水機構に支払

木曽川水系連絡導水路事業 住民訴訟の対象

請求対象

- 愛知県の費用負担金 流水正常機能維持 132.1億円
- 新規利水 186.0億円
- 費用負担金の支出差止の請求

相手方(被告)

- 流水正常機能維持 愛知県知事
- 新規利水 愛知県企業庁長(公営企業管理者)

木曽川水系連絡導水路事業 支出差止理由

木曽川の流水正常機能維持(成戸地点下流)

- 成戸地点の河川維持流量 $50\text{m}^3/\text{s}$ は、河川環境のための流量
ヤマトシジミの生息を理由とし、その生息限界とする塩素イオン濃度 $11,600\text{mg}/\text{L}$ になった時の流量が $57\text{m}^3/\text{s}$ であったことを根拠としている
- 確保しようとする流量は $20\text{m}^3/\text{s}$ あるいは $40\text{m}^3/\text{s}$
- $50\text{m}^3/\text{s}$ はヤマトシジミの生息限界の濃度になったという $57\text{m}^3/\text{s}$ を下回る
ヤマトシジミは塩化物イオン濃度 $11,600\text{mg}/\text{L}$ で直ぐに斃死しない。成戸地点下流は繰り返し高塩分水になっているが、ヤマトシジミは高密度に生息している
 $50\text{m}^3/\text{s}$ 程度では下流の塩分濃度を下げられない

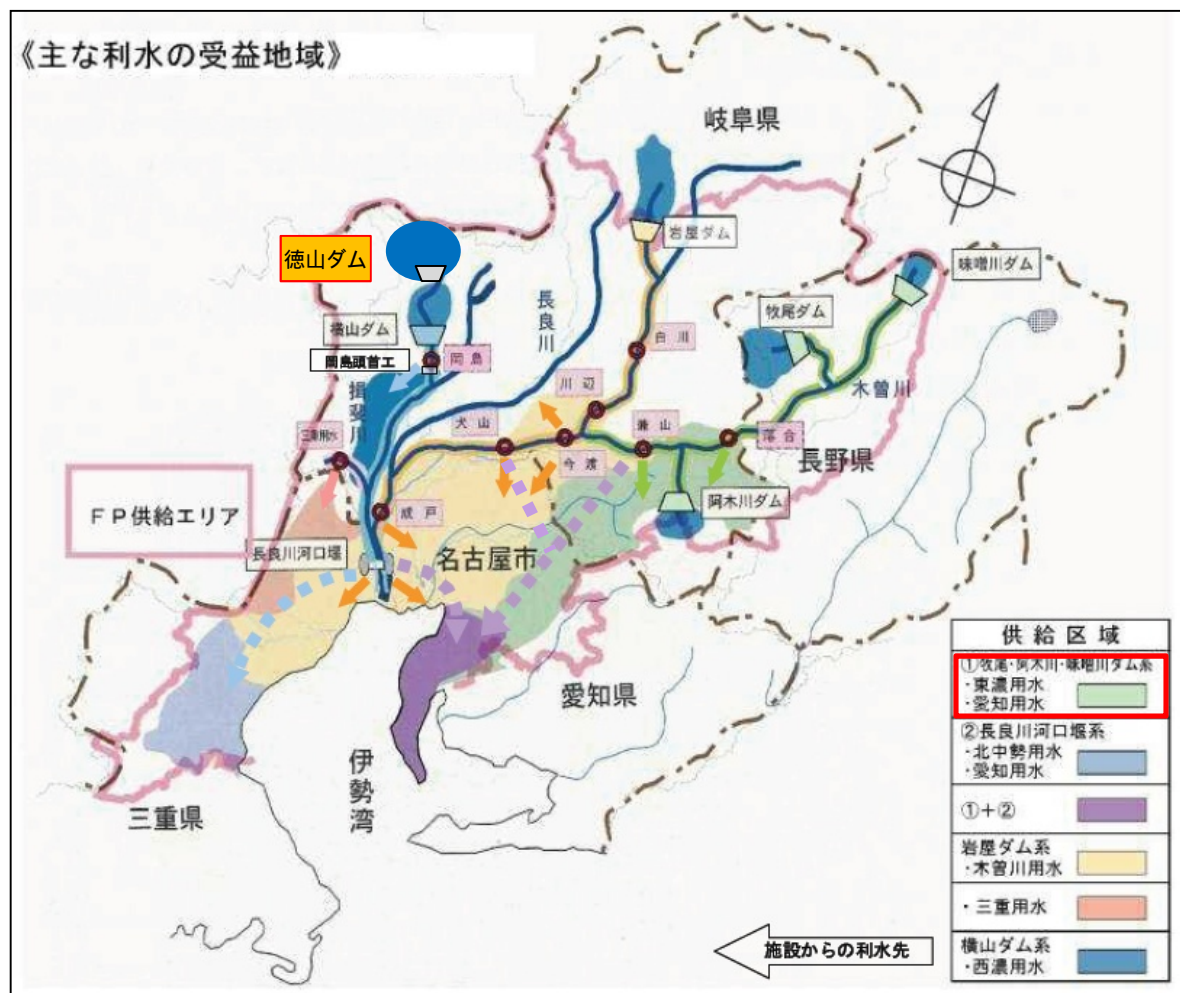
科学的根拠が全くない

愛知県水道用水の供給

- 愛知用水地域の2015年における想定需要に対する近年2/20規模年の安定供給水源
- 開発供給量で需要がない(既設の牧尾ダム系で供給過剰)うえ、
需要が既に増加せず頭打ちになっており、安定供給水源としても需要がない

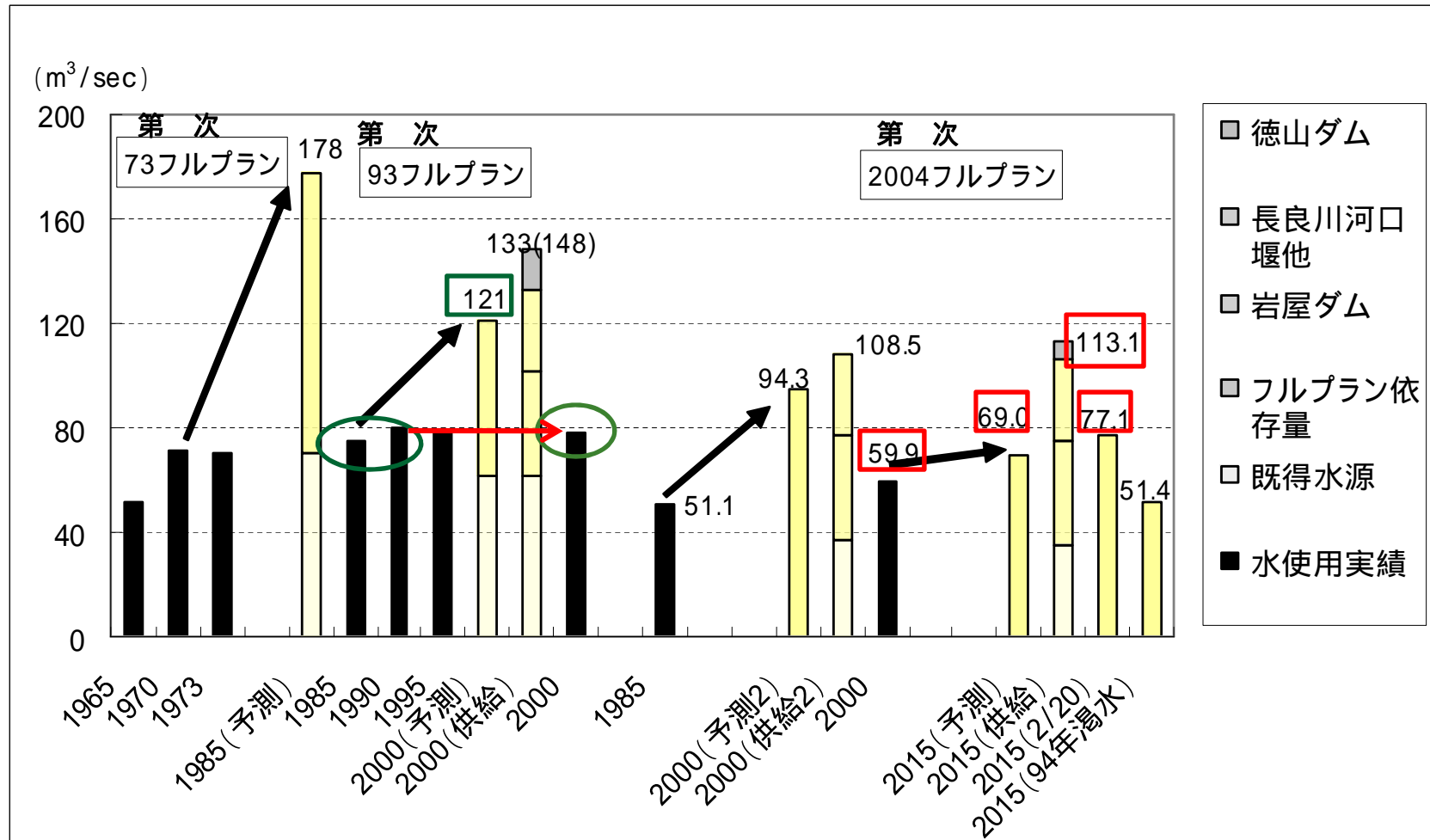
木曽川水系連絡導水路は必要性が全くない。効果のない無駄な支出。
→地方財政法4条1項(経費の必要最少限度の原則)等に違反

木曽川水系水資源開発基本計画(フルプラン) ダム等水源施設と供給地域



国土交通省中部地方整備局『第6回木曽川水系流域委員会資料 - 3』に加筆、訂正

木曽川水系フルプラン 計画と水需要実績



木曽川水系フルプラン 水資源開発施設概要、徳山ダム計画の変遷

表1 木曽川水系水資源開発施設(都市用水) 愛知県関係分

| 河川/事業名 | 木曽川 総合用水 | 木曽川 愛知用水 | 木曽川 | 木曽川 | 長良川 | 揖斐川 | | | | |
|---------------|-------------|-------------|-------|-------|------|--------|--------------|--------|------|--|
| 水源ダム等施設名 | 岩屋ダム | 牧尾ダム | 阿木川ダム | 味噌川ダム | 河口堰 | 徳山ダム | 同第次 '97変更 | 同第次 | | |
| 有効貯水量 万m3 | 15,000 | 6,800 | 4,400 | 5,500 | | 35,140 | 35,140 | 38,040 | | |
| 新規利水容量 万m3 | 6,190 | 6,800 | 2,200 | 3,100 | | 18,200 | 12,900 | 7,800 | | |
| 都市用水開発水量 m3/s | 39.56 | 10.305 | 4.0 | 4.3 | 22.5 | 15.0 | 12.0 | 6.6 | | |
| 同合計 m3/s | | | | | | | 95.7 | 92.7 | 87.3 | |

その外に、三重用水1.31m3/s('93変更で0.91m3/s)があり、'73の都市用水合計は96.98m3/sである。

表2 徳山ダム開発水量の変遷

| 供給先 県市 | 用途 | 第次'73 (m3/s) | 第次'97変更 (m3/s) | 第次'04 (m3/s) | 削減水量 (m3/s) | 削減率 (%) |
|-----------|------|-----------------|-------------------|-----------------|----------------|------------|
| 岐阜県 | 水道用水 | 1.5 | 1.5 | 1.2 | 0.3 | 20.0 |
| | 工業用水 | 3.5 | 3.5 | 1.4 | 2.1 | 60.0 |
| | 計 | 5.0 | 5.0 | 2.6 | 2.4 | 48.0 |
| 愛知県 | 水道用水 | 4.0 | 4.0 | 2.3 | 1.7 | 42.5 |
| | 工業用水 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 計 | 4.0 | 4.0 | 2.3 | 1.7 | 42.5 |
| 名古屋市 | 水道用水 | 5.0 | 2.0 | 1.0 | 1.0(4.0) | 50.0(80.0) |
| | 工業用水 | 1.0 | 1.0 | 0.7 | 0.3 | 30.0 |
| | 計 | 6.0 | 3.0 | 1.7 | 1.3 | 43.3(78.3) |
| 全体 | 水道用水 | 10.5 | 7.5 | 4.5 | 3.0(6.0) | 40.0(57.1) |
| | 工業用水 | 4.5 | 4.5 | 2.1 | 2.4 | 53.3 |
| | 計 | 15.0 | 12.0 | 6.6 | 5.4(8.4) | 45.0(56.0) |

(注)削減水量、削減率の括弧書きは第次に対するもの。

愛知用水地域水道用水の適正な需要想定

2000(平成12)年 需要実績

日平均給水量436.2千 m^3 、最大取水地点取水量6.79 m^3/s



2015(平成27)年 修正需要想定

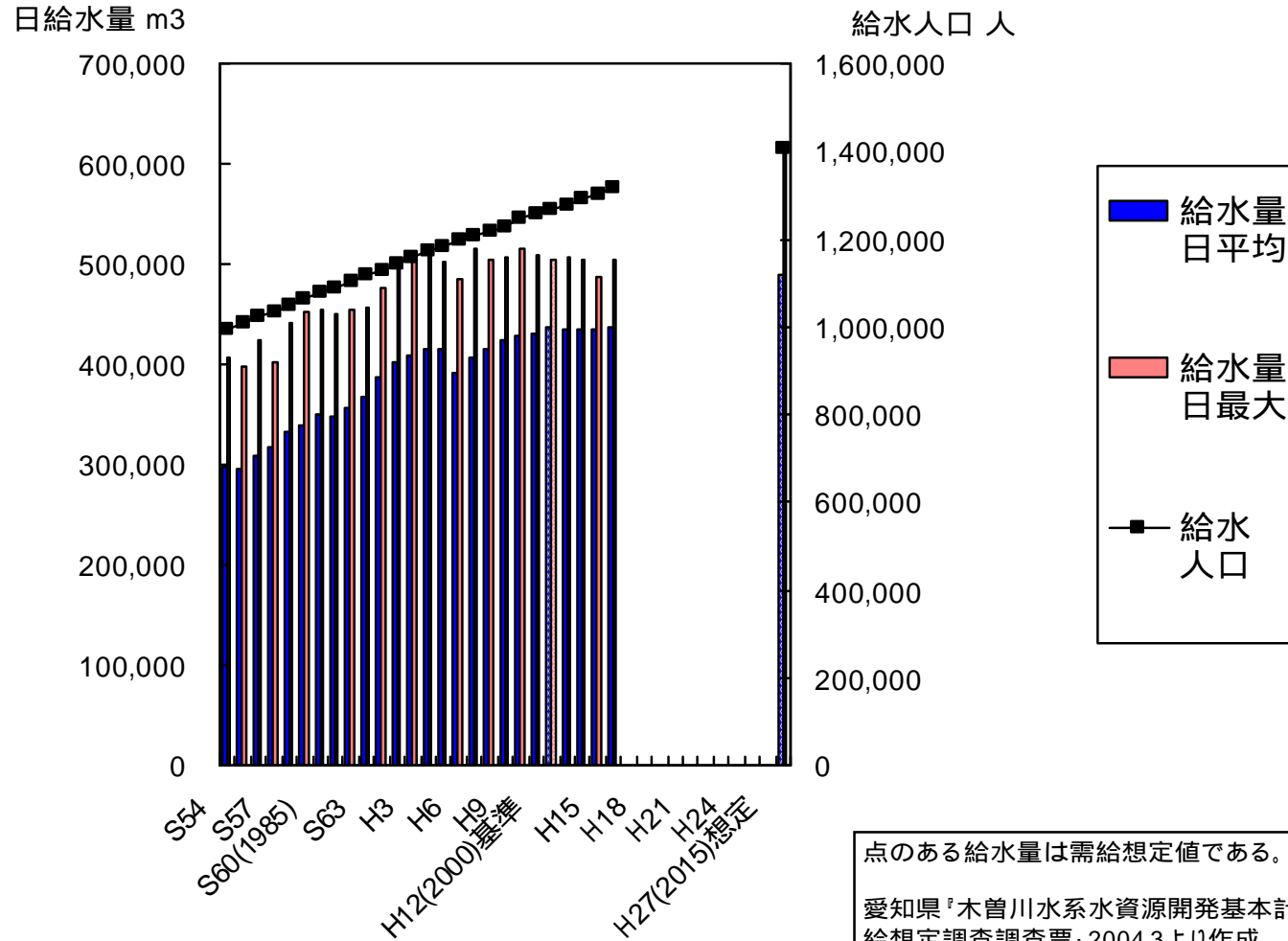
日平均給水量437.6千 m^3 、最大取水地点取水量6.43 m^3/s

適正な修正の理由と内容

- 2000年以降、平均給水量は概ね減少 2004年は 437.6千 m^3
- 平均 最大転換負荷率(平均/最大): 近年実績最小 0.828
- 給水量 取水量転換利用量率(給水量/取水量): 実績 0.906

愛知用水地域水道用水の需要 実績と想定

愛知用水地域 水道用水



愛知用水地域水道用水の適正な需要想定

2000(平成12)年 需要実績

日平均給水量436.2千 m^3 、最大取水地点取水量6.79 m^3/s



2015(平成27)年 修正需要想定

日平均給水量 437.6千 m^3 、**最大取水地点取水量 6.43 m^3/s**

日平均給水量 ~~489.9千 m^3~~ 、~~最大取水地点取水量 $8.25m^3/s$~~

適正な修正の理由と内容

- 2000年以降、平均給水量は概ね減少 2004年だけ 437.6千 m^3
- 平均 最大転換負荷率(平均/最大): 近年実績最小 0.828
愛知県想定 ~~0.795~~
- 給水量 取水量転換利用量率(給水量/取水量): 実績 0.996
愛知県想定 ~~0.906~~

愛知県需給想定 水道用水水源内訳

単位:m3/s

| | 開発水量 | 供給実力 近年2/20 | 開発水量内訳 | 備 考 括弧書きは近年2/20供給量 | 供給実力 近年2/20 除安定供給 | 開発水量 除安定供給 |
|---------------|-------|----------------|--|--|------------------------------|------------------------------|
| 愛知用水地域 | | | | | | |
| 指定水系内水資源開発施設 | 10.81 | 7.79 | 牧尾ダム 2.594 阿木川ダム 1.102 味噌川ダム 1.013 長良川河口堰 3.800 徳山ダム 2.300 | 西三河暫定送水1.756差引後 0.94は安定供給水源(0.71) 安定供給水源(1.63) | 1.82 0.63 0.85 2.15 | 2.59 1.10 1.01 2.86 |
| 自流 | 0.00 | 0.00 | | | 0.00 | 0.00 |
| 地下水 | 0.27 | 0.27 | | | 0.27 | 0.27 |
| その他 | 0.00 | 0.00 | | | 0.00 | 0.00 |
| その他水系 | 0.19 | 0.19 | | | 0.19 | 0.19 |
| 合計 | 11.27 | 8.25 | | | 5.91 | 8.03 |
| 西三河地域 | | | | | | |
| 指定水系内水資源開発施設 | 1.76 | 1.48 | 味噌川ダム 1.756 | 愛知用水から暫定送水 | 1.48 | 1.76 |
| 自流 | 0.00 | 0.00 | | | 0.00 | 0.00 |
| 地下水 | 0.00 | 0.00 | | | 0.00 | 0.00 |
| その他 | 0.00 | 0.00 | | | 0.00 | 0.00 |
| その他水系内 | | | | | | |
| 水資源開発施設 | 4.43 | 4.43 | | | 4.43 | 4.43 |
| 自流 | 1.14 | 1.14 | | | 1.14 | 1.14 |
| 地下水 | 0.87 | 0.87 | | | 0.87 | 0.87 |
| 合計 | 8.20 | 7.92 | | | 7.92 | 8.20 |

愛知県『木曾川水系における水資源開発計画需給想定調査(都市用水) 平成16年3月』より作成

西三河地域への送水の必要性

味噌川ダムから $1.756\text{m}^3/\text{s}$ (近年2/20は $1.43\text{m}^3/\text{s}$)を西三河地域に送水

- 西三河地域(矢作川水系)の供給施設能力(供給可能量)
2000年供給施設能力 $621\text{千m}^3/\text{日}$
- 2015年想定最大給水量 $591\text{千m}^3/\text{日}$ より大 送水不要
需給想定は矢作川水系供給量を自流 $1.14\text{m}^3/\text{s}$ 、地下水 $0.87\text{m}^3/\text{s}$ と過小に想定
- 西三河地域の需給想定が過大
平均/最大: 5年以上前 0.807 給水量/取水量: 0.927
最大取水地点取水量 $7.76\text{m}^3/\text{s}$ 西三河送水量 $1.32\text{m}^3/\text{s}$
- 実績に基づく適正な修正
2015年想定日平均給水量 477.2千m^3 として
平均/最大: 近年最小 0.826 給水量/取水量: 実績 0.959
最大取水地点取水量 $6.74\text{m}^3/\text{s}$ 西三河送水量 $0.30\text{m}^3/\text{s}$
愛知用水地域の徳山・河口堰なしの安定供給可能量 $7.09\text{m}^3/\text{s}$
- 愛知用水地域の適正需要想定最大の取水点取水量 $6.43\text{m}^3/\text{s}$ より大

名古屋市長が導水路事業から撤退表明



名古屋市長が導水路撤退

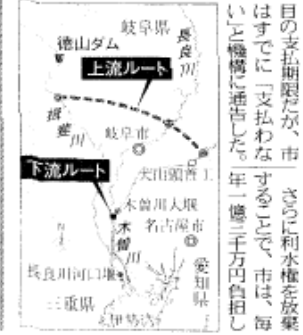
徳山ダム河村市長方針

本年度「支払わぬ」通告 負担金

名古屋市の河村たかし市長は十四日、徳山ダム(岐阜県揖斐川町)の水を、岡市と愛知県の取水口がある木曽川まで流す「木曽川水系導水路事業」から撤退する方針を明らかにした。同ダムから毎秒一・七リットル水を送る権利は放棄する。関連企画

国と東海3県反発必至

市が撤退しても、導水路事業費八百十億円の大部分を負担する計画。市の水路の規模を小さくする。市は二〇一五年 本年度分一億六千万円度までに百二十億円は今年二十五日が一回



木曽川水系導水路事業
 揖斐川と木曽川を直径4.5メートルの地下トンネルで結び、徳山ダム(岐阜県揖斐川町)の水を原料とし、渇水時は岡市、木曽川に放水する。木曽川には愛知県と名古屋市の取水施設があり、都市用水への利用、渇水時の木曽川、長良川西河川の環境改善などが目的。上流、下流の2ルートを建設する計画。2009年度に着手し15年度の完成が目標で、総事業費890億円は岡と愛知、岐阜、三重各県と名古屋市長が負担する。

ている徳山ダムの維持 九七〇年代をピークに 減っている。さらに何 ない構え。ただ、三千 五百億円をかけて完成 を通る必要があるの 間の声が上がった。こ はあるが、大勢は建設 市負担分のうち九十億 円を返しただけで、今 後、十年余かけて利息 る」と話し、導水路事 業そのものの見直し議 論に火を付けた。河村 市長は本紙の取 材に「水の使用量は一

水資源開発施設事業からの撤退とは

- 当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとした者が、その後の事情の変化により当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしなくなる事

(独立行政法人水資源機構法13条2項)

参考:特定多目的ダム

ダム使用権設定申請の取下

(特定多目的ダム法施行令1条の2第2項)

事業からの撤退の方法、手続

- 水機構法は撤退する手続を定めていない
撤退後の事業実施計画の変更や事業の廃止、変更事業・事業廃止後の費用負担のルールを定めている
- 撤退するにはどうするのか
撤退者が事業から撤退する文書(意思表示)を水機構に提出する
それによって、事業からの撤退の効果が発生する
- その後どうなるのか
事業実施計画の変更、事業の廃止を行う
関係県知事の協議と費用負担者の同意の手続

(参考法条)

水機構法施行令30条各1項1、2号各口(変更)、32条(廃止)

事業実施計画の変更の(事業が廃止された)場合であって

当該変更(事業の廃止)前に事業からの撤退をした者

撤退には関係県等他者の同意が必要か？

- 撤退に他者の同意はいらない
撤退文書を水機構に提出するだけで撤退の効果が発生
- 水機構法令には他者の同意のあることが撤退の要件とはなっていない
むしろ、事業の縮小、廃止において、「**当該変更(事業の廃止)前に事業からの撤退をした者**」と規定
(水機構法施行令30条各1項1、2号各口、32条)

参考(特定多目的ダム)

特定多目的ダムでは、ダム使用権設定申請の取下
(特ダム法施行令1条の2第2項)

→設定申請の取下という一方的行為によって撤退が完結

撤退後はどうする

縮小した事業実施計画への変更を行う(水機構法13条)

- 縮小変更した事業実施計画についての関係県知事との協議
愛知県、岐阜県、三重県
- 縮小変更した事業実施計画についての費用負担の同意
愛知県(水道用水)

事業実施計画の変更で協議が整わなかったらどうする

- 従前事業実施計画は実施できない
縮小事業実施計画への変更もできない
- → **事業は廃止**するしかない

撤退後の費用負担

事業参加者(愛知県水道、国・三県)の費用負担(水機構法施行令30条1項)

- 縮小された施設の建設費用額
縮小前に実施された出来高のうち、縮小後の建設に不要な部分は負担しない
- 撤退者の費用負担を肩代わりするのではない
縮小された施設建設に対しての自分自身の費用負担

撤退者(名古屋市)の費用負担(水機構法施行令30条2項)

- 不要支出額(水機構法施行令18条2項)
当該建設費用と、縮小後と同等の施設を建設する費用との差額
= 縮小前に実施された出来形のうち、縮小後施設の建設に不要な部分
→ 実施済み小、縮小後施設の建設に不要部分小 → 費用負担は殆どない
- 流水正常機能維持用途の負担額の投資可能限度額を超える額(2項) → なし
- 撤退ペナルティはなし
ペナルティのような不明瞭なものを排除するのが撤退ルール

事業廃止のときの費用負担(水機構法25条、施行令32条)

事業廃止までに建築に要した費用(廃止に伴う追加を含む)を上記に従い負担

流水正常機能維持(異常渇水時の緊急水の補給)の誤解

- 流水正常機能維持は、木曽川等の異常渇水時に緊急水を補給する
木曽川では、上流施設から最大 $12\text{ m}^3/\text{s}$ を補給
- 三県当局やマスコミ報道(例えば中日新聞09.05.24「核心」の議論)
補給水は、異常渇水時に水道用水等に使用する(断水を回避する)
- **補給水は水道用水等の利用のためは取水できない**
河川環境改善(ヤマトシジミの生息)のための流量を確保する水
- どうして、水道用水等が取水できるのか
「渇水調整」によって、成戸地点取水制限流量を $50\text{ m}^3/\text{s}$ から切下
(建設理由からは、それが正しければ「ヤマトシジミには死んでもらう」という矛盾)
- **渇水調整(河川法53条)は、導水路とは関係がない**一般的制度
成戸制限流量の切下は水利許可者間の調整が不要。調整なしにできる
- 異常渇水時には、導水路なしに、**渇水調整だけで、**
成戸等制限流量の緩和、 自流取水農業用水の取水量の削減
で対処することができるし、すべきである。費用も格段に安い

名古屋市の導水路事業からの撤退問題 まとめ

- 名古屋市は導水路事業からの撤退によって、使わない無駄な施設のために貴重な公金が流出(流失というべきか)するのを止められる。
- 名古屋市が導水路事業から撤退し、導水路事業の廃止に向けて流域住民を含めた関係者が協議することは、既得農業用水や河川維持用水を含めた真の水利統合調整システムを木曽川水系において構築する第一歩である。
- 名古屋市は、木曽川水系において真の水利統合調整システムを構築するために積極的役割を果たすことができる。